

第74回労働施設検討会議 議事概要

1 日 時 令和8年3月23日（月） 午後7時00分～午後8時25分

2 場 所 西成区役所 4階 4－5・7会議室

3 出席者

（有識者3名）

福原大阪市立大学名誉教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

（行政機関16名）

大阪労働局 中川会計課課長補佐、大島職業対策課課長補佐 ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか6名

西成区役所 式地総合企画課長 ほか4名

（地域メンバー17名）

村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第1町会長

管萩之茶屋第10町会長

山田大阪府簡易宿所生活衛生同業組合相談役

山田 NPO 法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田 NPO 法人サポーターズハウス連絡協議会代表理事

牧萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社代表社員（代理）

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

小手川釜ヶ崎反失業連絡会共同代表（代理）

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会分会長

梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長（代理）

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム渉外担当

小林住まいとくらし SOS おおさか実行委員共同代表

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

4 議 題

・新労働施設の空間活用見直しの方向性について（案）

5 議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所）

有 それでは第74回労働施設検討会議を開催したいと思います。お手元の次第に沿って説明します。

まずは簡単に前回の内容をお話ししますが、2月に開催した第73回労働施設検討会議では、二つのことにつ

いて議論しました。

一つ目は地域の課題解決のため、新労働施設に新たに備える機能の検討（案）について議論いただきました。

もう一つは、有識者の方から効果的な空間活用に向けた施設の配置について、新労働施設の各階にどのような機能が入るのかというイメージをご提案いただき、皆さんからもそれについてたくさんのご意見をいただいたところです。

今回の会議では前回の議論を踏まえ、新労働施設の基本計画の見直しに向けた労働施設検討会議としての意見の取りまとめを進めていきたいと思っております。引き続き皆様からの活発なご意見をいただければと思っております。

まずは前回の議論の振り返りをしておきたいと思います。お手元の資料1「第73回労働施設検討会議における地域委員の意見について」をご覧ください。

まず、新たな地域課題の対応について、ワンストップ相談窓口の運営は西成労働福祉センターのみを対象とせず、労働の視点だけでなく地域の課題解決のため、地域福祉との連携の視点、生活困窮者支援の視点から大阪市の参画が必須というご意見をいただきました。

また、大阪市との連携にあたっては、新労働施設を含めた周辺エリアの資源を活用した連携を検討されたいというご意見がございました。

さらに、大阪市との連携に当たっては、新労働施設を含めた周辺エリアの資源を活用した連携ということで検討されたいという意見をいただいたところです。

また、一体的実施事業については、日雇労働者の安定就業のみならず、地域課題である生活困窮者の安定就業についても、福祉的な視点を含め、効果的な支援が必要という意見がありました。

そのため、大阪市の参画を促すとともに、大阪労働局が中心となり大阪府や大阪市と連携しながら、事業内容、特に目的・支援対象者の具体的検討を進めることという意見がございました。

どちらも、大阪市役所の積極的な施策の関与が必要であるというご意見をいただいたことかと思います。

また、事務局からはこれらの内容については、令和8年度の労働施設検討会議のテーマとして検討を進めていくとの発言がありました。

詳細については、資料として配付されている議事要旨、あるいは議事概要を見ていただければと思います。

本日は具体的な施設整備の議論を進めるため、基本計画の見直しに向けて、労働施設検討会議としての見直しの方向性について、意見を取りまとめていきたいと思っております。

それでは、労働施設検討会議の意見としての資料を用意しているので、事務局からご説明をお願いします。

府 事務局から資料について説明させていただきます。

「資料2 新労働施設の空間活用見直しの方向性について 案」をご覧ください。

前回の労働施設検討会議では、地域の課題を解決するため、新たに新労働施設に盛り込んでいく機能について、検討案をご紹介させていただきました。

また、有識者からも効果的な空間活用をイメージするため、施設の配置についてご提案をいただき、皆様にもご覧いただいたところです。

この資料は、新労働施設の基本計画の見直しに向けて、これまでの説明やご意見を踏まえ、労働施設検討会議の意見として作成したものです。

前回会議では地域における社会環境の変化をデータでお示しさせていただきました。地域における変化としては、高齢者層の減少と20歳代から30歳代の増加による年齢構成の変化、とりわけ、地域のニューカマーとして外国人の増加が著しい状況であることをご紹介させていただきました。

また、若年層の生活保護受給者が増加していることから、地域に新たに流入される人々の中には、生活に

課題を抱えている人が一定含まれていることを説明させていただきました。

そのため今後、新労働施設を検討するうえでは、資料2の2ページ目の上段にありますように、施設の目指す姿として、そのコンセプトを「新労働施設においては、地域の課題である日雇労働者の就労と生活課題の解決を一体的に支援するセーフティネットの機能をベースにしつつ、新たな状況の変化に対応するため「日雇労働者の安定就業（一般就業への移行）」、「生活困窮者の安定就業」、「外国人の安定就業」を3つの柱として推進していく。」と考えています。

それにより、西成特区構想を推進するとともに、労働者が生きがいを持って活躍できる施設となり、ひいては人材確保にも寄与できる施設を目指していきたいと考えております。

この考え方は、本日お配りしている参考資料の「第71回労働施設検討会議 会議資料「資料4」」でお示したものです。この目指す姿の実現のため、ソフト面の強化である「新機能の検討」と、ハード面の再構築として「空間活用の見直し」を検討いたしました。

具体的な内容は後ほど説明しますが、これらを両方の視点で見直し、その方向性を来年度の新たな基本計画に反映させていきたいと思っております。

ちなみに、基本計画とはどんなものを作るのかですが、資料内の※印に記載のとおり、設計図面の作成に向けた計画条件の設定や内容を取りまとめたもので、具体的には、施設の規模や水準を設定し大まかな建物の配置と工事費用を記載しています。

見直しの視点については、まず左側の新機能の検討です。令和3年度の基本設計時に盛り込んだ機能は確保しつつ、日雇労働市場の動向や生活困窮等、さまざまな課題を抱えた求職者の増加をはじめとする地域居住者の変化などに対応する新たな機能を付加いたします。

見直しのポイントは、就労と労働者の働く上での生活に関する支援として、一般職業紹介の実施（一体的実施事業）で取り組んでいきたいと思っております。

また、ワンストップ相談窓口を通じた施設内外の支援機関との連携、生活保護関連相談窓口や結核検診機能（西成区）の設置などになります。

続いて、右側の空間活用の見直しです。国の関与の変更にも対応し、効率的な施設整備と効果的な空間活用の視点で基本設計図面を見直したものです。

見直しのポイントは、各フロアの機能を労働支援・相談フロア、生活支援フロア、就業訓練フロアに再構成し、屋根下スペースを屋内に取り込み1階屋内面積を拡大して就労相談窓口を集約し、労働者の利便性の向上により効果的な相談体制を実現します。

なお、駐車場の区画は従前どおり35区画を確保していきます。

また、建物全体の面積は一階を広げる一方で、オープンスペース待合等を縮小したことによって全体は小さくなります。一番下に記載しています「機能及び連携の具体化に向けた検討と合わせ、空間配置の調整」ですが、5ページ以降の図面はあくまで配置や規模を示したものになります。

次のページをご覧ください。新労働施設に新たに追加する機能については、別添資料のとおりです。

前回ご説明した内容ですので、簡単にご紹介します。

まず就業に対する支援です。左上をご覧ください。

北浜にある「エル・おおさか」の「労働相談センター」と連携したパソコンを使ったオンライン労働相談の実現を目指します。こちらは来年度から西成労働福祉センターにおいてテスト運用し、地域のニーズを見ていきたいと思っております。

その下ですが、先ほどの北浜にある「エル・おおさか」との連携案です。

エル・おおさかで実施するセミナーや講習会等のイベント情報を西成労働福祉センターのモニターで情報発信し、府内で行われるセミナーなどの参加機会を増やしたいと考えています。

また、オンラインセミナー等については、西成労働福祉センターの技能訓練室をサテライト会場として開放し、あいりん地域から参加できるようにします。

こちらも来年度から西成労働福祉センターにおいてテスト運用し、地域のニーズを見ていきたいと思っています。

資料の下の部分をご覧ください。

まず、地域での増加が著しい外国人との共生を目指す取組として、梅田にある大阪外国人雇用サービスセンターとオンラインで繋ぎ、就労可能な在留資格を持っている外国人の方々が、仕事探しの相談や求人の情報が閲覧できるよう目指します。

また、右側にありますが、出入国管理局と連携し、西成労働福祉センターから在留資格の手続きをオンラインでできるようにし、利便性を高めていきたいと考えています。こちらは来年度から西成労働福祉センターにおいてテスト運用し、地域のニーズを見ていきたいと思っています。

また、仕事を求める女性に向けては、なんばにある大阪マザーズハローワークとオンラインで繋ぎ、職業紹介に関する相談やオンライン面接の練習などを受けることができるよう目指します。

右上をご覧ください。

こちらは、ワンストップ相談窓口で施設内や施設外の地域の支援機関が連携し、相談者の問題解決に対応するよう考えています。

特に前回の会議のご意見にありましたが、具体的な運用については、令和8年度の労働施設検討会議で検討を進めていきたいと思います。

また、福祉的な視点での支援については、就労福祉専門部会で併せて検討していただきます。

その下の一体的実施事業についても、労働局をはじめとして大阪市にもご参加いただけるよう調整を図ってまいります。

続いて、その下をご覧ください。

これは、寄り場などオープンスペースを活用し、ハローワークや西成センターが主催する労働者や事業者向けセミナーの開催を検討します。

続いて、次のページをご覧ください。こちらのページは労働者の生活等に対する支援の取組です。

先ほどのページは労働者の就職に関する新たな機能ですが、次のページは労働者の生活支援の部分となります。

ワンストップ相談窓口を通じたあいりん地域内外の支援機関との連携によって、労働だけでなく福祉や住居、医療・介護等の課題解決を図っていきます。

そのなかでも、西成区役所が新労働施設に西成区保健福祉センター分館の施設である生活保護の関連相談窓口を移設し、保護申請や一時的受入施設への入所等の相談受付の実施や、結核検診機能の移設により、施設内で検診が受けられるよう検討を進めております。

前回の会議でもご意見がありました福祉的な支援については、「はぎさぼ一と」との連携だけでなく、生活困窮状態から脱却を目指すための相談・支援ができる体制づくりについて、就労福祉専門部会で検討いただきます。

次に5ページをご覧ください。施設配置の検討になります。

右側に掲載している平面図「R7年度見直し案」は、前回の会議で有識者の案としてお話いただいたものです。関連する窓口の集約化と建物内の動線を整理し、効率的に空間を見直していただきました。

概要を簡単に説明いたします。まず、1階フロアですが、こちらは労働支援・相談フロアとして、西成労働福祉センター相談窓口、あいりん職安窓口を集約し労働に関する支援や相談を一元的に対応できるよう配置しています。

前回会議でもお話させていただきましたが、インテーク窓口が小さく見えるかもしれませんが、西成労働福祉センターの部分も含めて一体的に相談を受けられるよう運用を検討していきたいと思います。

また、1階に特別清掃作業員詰所を配置し、オープンスペース待合と一体的に使えるようにするとともに、利用者の移動がワンフロアで完結するように再配置します。

寄り場機能である屋内オープンスペース待合については、全体を380平方メートル縮小する一方で、従前は3フロアに分かれていたものを1階を中心に再配置し、屋内面積ではワンフロアで令和3年度よりも大きい660平方メートルを確保します。

また、自由に間仕切りができるようにすることで、時間帯によって変化する混雑具合に合わせた空間活用ができるようにします。例えば、早朝の時間帯は日雇労働者の現金求人の待合の場、特別清掃作業員の面着の場として使用します。現金求人業務が終了する早朝以外の時間帯では、個別の相談スペース、セミナー等の会場として活用していきたいと思います。

次に6ページをご覧ください。2階は生活支援・相談フロアとして、西成区の生活保護申請相談窓口や結核検診機能等の労働者の生活を支援するフロアとして配置しています。こちらにもオープンスペースを設置しており、福祉や生活相談の出張窓口としての活用が想定されます。

なお、共用会議室、共用相談室等は設置しておりませんが、代わりに各入居団体が専有していた会議スペースを共有化して利用できるように検討しています。

また、大阪市の参画も含めた福祉的な視点での支援については、就労福祉専門部会で検討を行っていただきたいと思います。本日お越しの委員の方々は、両方の会議に参加されている方も多数いらっしゃると思いますので、就労福祉専門部会でのご意見をよろしく願いいたします。

次に7ページをご覧ください。3階は就業訓練フロアとして、ホームレス就業支援センターが入ります。このフロアは職業訓練のフロアとして活用していきたいと思っております。

9ページをご覧ください。屋上については設備関係が固まっていないので現時点で確定したことは申し上げられませんが、空調機器や電気設備の配置を工夫することで、緑化広場として屋外の職業訓練やイベントスペースとしての活用を検討できればと考えています。こちらは基本計画に取り掛かる時期には方向性がお示しできると考えております。

次に10ページをご覧ください。こちらは、先ほどの図面に記載している各フロアの面積を表にまとめたものになります。

1階は「労働支援・相談フロア」として約2,200平方メートル

2階は「生活支援フロア」として約2,180平方メートル

3階は「就業訓練フロア」として約1,847平方メートル

合計で約6,227平方メートルとなります。

これは、令和3年度の基本設計時の屋内面積約7,260平方メートルと比べると、約1,033平方メートル縮小することになります。事務局からの説明は以上です。

有 今ご説明いただいた内容は、前回の会議でも議論した内容です。それで皆さんもご了解いただいたものと認識しておりますが、その上でさらに気づいた点、あるいは追加のご提案等があればご発言をお願いしたいと思います。

→ 前回、第73回労働施設検討会議で、有識者がフレキシブルスペースについて提案していましたが、資料10ページの見直し案のフロア毎の面積にはフレキシブルスペースの記載がないのでは。

府 10ページ中、フレキシブルスペースに相当する部分がオープンスペース待合の660平方メートル。これがそれに該当します。資料10ページの1階の一番上の行です。資料5ページの図面の真ん中の丸いところにも同じように、オープンスペース待合、フレキシブルゾーンで660平方メートルというのがありますので、

このことになります。

有 真ん中と下の部分を含めてということですね。

府 下の部分も含みます。便宜上、境界線が記載されていますが、この部分っていうのはまだ想定ですけど、可動壁等を使って、一帯を広く使うこともできますし、間仕切することもできるように考えています。

有 例えば、早朝の日雇求人のときには間仕切りを全部取っ払って、日雇求人に来られた多くの利用者が混雑せずに、そこで求人・求職活動をやっていただくというふうに考えていると。朝9時以降は基本的に大きなところは求職求人が終わっているんで、その後の時間帯は様々な求人求職、あるいはセミナーやちょっとした職業訓練の場として広いスペースが必要なときはこちらを使うというように、各入所団体が自由にいろんな事業を行える空間としても活用しよう。そういう活用で人が集まることによって、初めてセンターに来られた方たちも結構賑わっていて、沢山の人が仕事をしているよねというイメージを持っていただき、求職活動に臨んでいただけるような雰囲気作りにも繋がるのではないかと考えているということです。他にご意見とかご質問はないでしょうか。

→ ご説明の中でワンストップ相談窓口に絡む福祉的なことについては就労福祉専門部会で話してほしいということですが、専門部会に市の福祉局や市民局が参加することは決まっているのでしょうか。

府 就労福祉専門部会の方で、大阪市の福祉局はもともと参加されていますので、逆に彼らが主体的にお話を聞く場だと思っています。市民局については就労福祉専門部会の中ではメンバーとしか入っておりませんが、一体的実施事業を検討していくなか、労働局と一緒にお話を進めていきたいと思っています。

有 他はいかがでしょうか。

→ 4ページで労働者の生活等に対する支援と書いてあるんですけども、ここに労働者と記載されているのですが、ワンストップ相談窓口の機能を南の労働施設にもっていくにあたって、労働者だけではなく緊急的な支援が必要な、すぐに働ける状態じゃない方もこちらで受け止める形になるっていうことを説明されていたと思います。今回の資料には労働者って書いてありますけど、すぐ働ける状態ではない方も含まれるというふうに理解していいんですか。

府 コンセプトとしましては、西成特区構想のビジョンにも記載があるところなんですけれども、あくまでも労働施設を中心として考えておりますので、働くこともお考えになっている方。私どもの前任がよく労働の香りという言い方をしていたかと思いますが、働くこともお考えになられている方の福祉的支援であればこちらの場所で受け持つということで、「労働者の生活等に関する支援」という機能を記載させてもらっております。

区 西成区です。もちろん新労働施設にいらっしゃった人の中に、すぐに働くことができないっていう方がおられるっていうのは、当然あり得る話だと思いますし、そういう場合はまだ検討段階ではございますけど、生活保護の窓口、もしくは西成区役所や、各福祉関係の窓口などと連携する形で対応するとか、その他の福祉資源、大阪市の他の部局で対応することもあると思いますし、そういう各所で連携して対応させていただこうというところです。

→ 別の機関に支援を振るということですか。

区 振るという表現は悪い意味ではなくて、それぞれ専門機関が他にありますので、そちらと連携してその方が何かの福祉的なサービスが必要なのであれば、そういうものを受けられるようにしていくという意味です。

→ イメージとしては、ワンストップ相談窓口っていう言葉がどこにも資料にある図面内には書いてなくて、インテーク窓口っていう言葉になっているんですけど、ここで受けて、それぞれその必要なところに連携していくっていうことなのでしょうか。

府 おっしゃるとおりです。資料4ページのところにワンストップ相談窓口という形で、様々な課題を抱えている方のお話は承ると。その中で西成区からもお話があったように、生活保護窓口の受付面接は2階であり

ますし、場内ではなくて、場外の部分も含めて西成区もしくは大阪市がお持ちの施設等も連携しながらその方を支援していくような形をとっていきたいと思っています。

ただ、具体的にどうやって支援をしていくのかについては、まだ現時点で固まっているものではございませんので、就労福祉専門部会の方でそのスキームも含めてご検討いただきたいと思います。

→ 所属団体としての意見を申し上げますと、今は旧センターの跡地の活用、建替えの議論として労働施設の部分だけ先行してしまっているところがあります。

北側はどうなるのかということがありますが、これまで、跡地全体で考えてほしいということはずっと我々が言ってきました。やはり労働施設のこの窓口だけで全部受け止められるのかってということには限界があると思うので、ぜひエリア全体を活用するという議論の中で、どのように福利・にぎわいの機能とか就労・福祉ワンストップ相談窓口っていうものを実現していくのかを議論できる場を作っていただきたいと思います。

あと、就労福祉専門部会で検討することになるかと思いますが、最初からずっとワンストップ相談窓口を作ってほしいということは言ってきたと思うんですけども、今、DV防止法というものがありまして、その中で、配偶者暴力相談支援センターというものが各都道府県にあるんですけども、その中で相談を受け止めたときに支援調整機能というものがあり、その配暴センターが呼びかけたら関連する部局が調整して集まって、その支援対象者に必要な支援のコーディネートというか、どういう道筋で暴力を受けている状態から平穏な日常に戻していくかということを検討する機能を持っているということなんです。

配暴センターが呼びかけたら関係する部局が全部集まってきて、その人に対する支援の方針が決めるみたいな流れで、支援調整機能というのができてからすごく支援が進むようになったと担当の方が言っていて、それはすごく私達がイメージしていたものに近いなと思ったので、そういったものも参考にして、実現していければいいなと思っています。

有 ありがとうございます。今後の検討課題ではありますが、ぜひとも今提案いただいた支援調整機能についても、うまく組み込んでいけるように議論を進めていきたいと思います。それからワンストップ相談窓口の言葉がどこにもないっていうふうに仰られたのは、その3ページところですか。それとも平面図の方ですか。

→ 平面図の方です。

府 ワンストップ相談窓口をこの場所にということを取って定義付ける必要はないのかなと思っています。要はワンストップ相談窓口というのはどこで受けて、どこでフォローするのかということなので、1階だけでなく2階も含めた話だと思うので、逆に今の時点でワンストップ相談窓口はここという決め方はしない方がよいのかなと思っています。

冒頭にも説明をさせていただきましたが、今回会議として意見をまとめたいのは、この施設建設における基本計画に向けた皆さんの意見とっており、機能やソフト面の支援については今後の検討課題だと思っています。

まずは一旦、施設建設を進める上での施設の規模、どれぐらいの広さで、どれぐらいの水準のものかっていう大まかなものを一旦決めてしまわないと建設を進めることができませんので、一旦基本計画に関するご意見を集約させていきたいというのが今回の趣旨でございます。

→ 労働の香りのする施設というところで、簡宿業者にとっては高いハードルがあるんですけども、前回、図面をお示しされたときに、新労働施設に福祉の機能が入るということを知りました。

これまでも言われていたかもしれませんが、私自身は福祉の機能が入ることに初めて現実味を帯びました。今までは労働の施設には福祉は馴染まないというところで、福祉の機能はまず入らないだろうと思っていたのですが、インテーク機能が入り、分館の機能が入り、ワンストップ相談窓口の機能が入ったということであれば、北側に予定されている1,000平方メートルの福利スペースを、南側の新労働施設に吸収してもらう

ことはできないのかということをおの意見として申し上げたい。

当初の予定よりも労働施設を1,000平方メートル縮小されるということについては、ご説明がありました
が、ちょうどその北側の1,000平方メートルがここへ来れば、当初の予定通りの平米数という形に戻せる。

これは大阪市と大阪府の話がどこまで進められるかどうか、可能なのか不可能なのか分かりませんが、
一応、簡宿業者からこういう意見があったということだけは頭に入れておいてほしいなと思う。

5年後6年後には、そういうことが現実になってくるので、あそこでああしといたらよくなったという
ことにならないよう、検討をお願いしたいと思います。

有 北側の施設が縮小するという話ではないですね。

→ そうではないです。

府 ご意見ありがとうございます。元々、新労働施設に福祉の機能が入るっていうのは、去年の2月の時点で
就労福祉専門部会から労働施設検討会議に議論を引き継いでいただいて、去年の7月の労働施設検討会議で、
ワンストップ相談窓口のイメージと福祉機能が入るというお話を始めさせていただいたところです。1,000
平方メートルの福利のスペースというのが、新労働施設で物理的にできるかできないかって言われたら、そ
れはできる話だと思います。しかしながら、実はその福利機能というのは北側施設で作るということや、南
側労働で労働に関する福祉をするっていうのが行政計画として既に決まっています。

そこに福利をもってこいというのであれば、議論はできると思います。ただ、それをするとなった場合に
は行政計画を見直さないといけないっていう手続き上のものと、あと、この図面をもう1回見直すことにな
るので、建設そのもののスケジュールについて再度大幅に見直さないといけないという話になります。

先日の福利・にぎわい検討会議の中で、福利機能を南側に持ってくる以外の考え方として、西成労働福祉
センターの方からもご意見をいただきましたけれども、実は新労働施設ができると、現在の西成労働福祉セ
ンター仮移転施設が入っている南海の高架下の部分が空になりますので、そのエリアの活用も含めて、1,000
平方メートルの扱いっていうのは、福利・にぎわい検討会議の方で検討いただけたらと思っています。

物理的にできるかできないかというところなんですけど、それをやると行政計画そのものを見直すという
点と、あと西成区は民設でその部分を運営されるというようなお考えなので、南側の施設に入ったら50年
はきちんと入ってもらわないといけないと思っています。要は民間の経営が苦しいから途中で撤退すると言
われると困ることになる。

新労働施設にそのための面積を用意するのであれば、その分50年間入居してもらうという約束をしても
らわないと、そういう議論はできないと思っています。

いつ頃にそういった議論が決着できるのかということ私もわからないので、委員提案の議論をするなら今ま
での新労働施設の議論を止めないといけないことになりますので、そこはもっと広いエリアを対象としたこ
とで検討を進められてはどうかと思っています。

→ そういった見直しをイチからやるとしたら、大体どれぐらい期間としてかかりそうですか。10年ぐらいか
かりそうですか。

府 私が一番大変だと思っているのは、西成区が1,000平方メートルの部分を民設でやろうとしていることを
転換される意思決定をどうするのかということ。単純に行政計画の見直しには多分1年かかると思います。
その後、実際に新労働施設に入っていただくとなった場合に、その部分をちゃんと責任を持って、継続して
運営をしていきますということの意思決定を、いつ頂けるのかっていうところがやっぱりわからない。

→ また更に1年ぐらいかかると。

府 色々合わせるとおそらく2〜3年は議論が停滞するようなことになるので、そうなるぐらいならもっと
柔軟に、地域全体で考えた方がいいのではと思います。

→ 大阪市が新労働施設にずっと入居して頑張るよということだったら早く進むとは思いますが、要はそうい

う要求から始めないといけないということですか。

府 はい、行政計画については、決定した事項を変更することになりますので、かなりの時間がかかると思います。

→ それよりは、南海の高架下に入っている西成労働福祉センター仮移転施設の将来的な活用を考えた方が良いのではないかとというのが府としてのご意見ですね。

府 そうです。

→ 南海の高架下に入れば全然問題ないのですが、大阪市が考えられている1,000平方メートルの民設というのが実際にいくらぐらいかかるのか。民間が本当に1,000平方メートルを作ろうと思ったら最低でも4億ぐらいかかると思う。そんなものを民間が捻出できるなんて、到底考えられない話を進められているわけで、そこは疑問だと感じている。

それよりは新労働施設に1,000平方メートルの場所を設けて、そこへ家賃を払って入居すれば、金銭面では大阪府も大阪市も全然問題ないはず。

行政計画とかそういう事情はよくわかりませんが、経営的には全然問題なくなるので、議論を進めるハードルは十分低くなるだろうと思う。ただ、西成労働福祉センター仮移転施設が入っている高架下から1,000平方メートルを活用するというのであれば、またちょっと話は変わってくるというような気がいたします。

府 仰ることはよくわかります。我々も家賃を払っていただいて、50年程度ずっと入っていただくということを約束いただけるのであれば、その検討はできると思います。だから私は冒頭、物理的にできるかできないかって言われたらできますと申し上げたのは、そういう意味です。

→ あの地代が入るのだから十分できるはずです。

府 ただ、それを西成区が今そこまで考えられるんですかっていうところ。だから、今いただいた意見に対する検討は、多分これからなされると思うが、その意見をもとに今から新労働施設の検討にストップをかけるのなら、この会議そのものの趣旨から議論が止まってしまう。

→ 新労働施設の規模や機能、使い方を議論してくれと大阪府が仰ったので、それに対する意見を申し上げているだけ。全然趣旨は間違っていないと思う。行政の事情はどうであれ、問われたことに対して、意見を言っているということだけはきちんとご認識いただきたい。

府 はい、ありがとうございます。

有 跡地全体をトータルで考えた上でどういう機能が要するのかという議論は大体終わっていると思います。

あとはそれぞれの行政主体である大阪市・西成区・大阪府がどういう役割分担をして、連携しつつ進めていくのかという話だと思います。そういう意味では、北側に福利・にぎわいの施設を持ってくるということを出発点に、この間ずっと議論がされてきたわけなので、それをゼロに戻して労働施設検討会議も巻き込んで議論するというのは、ハードルが高いと思っています。

いただいた提案の内容自体は、私も有りだと思いながら聞いておりました。でも時間的なことを考えると苦しいところがあるということです。

有 皆様のご意見、すごく大事だなと思って聞いていました。ただ、令和3年度の基本設計、そして今回の令和7年度の見直し案が出ていますが、この数年間の間にも、建設費の高騰化が進んでいるということも併せて考えた方が良く思っている。

そういったことも今回の見直しに影響を及ぼしていると考えれば、更に見直しを行って建設を数年後に延ばすと、今よりもさらに建設費が高騰する可能性は十分考えられるので、そうすると今以上にスペースを小さくしないといけないみたいな話にもなりかねない。

そのようなことになってしまうリスクもあるのかなと思うので、どこかで決断しないといけないと思います。

府 建設費の高騰については、物価も労務費も上がっているので増加するのは間違いないこと。ただ、今回の基本計画見直しは別に建設費が上がったから見直しているわけではないことを前提として申し上げたい。

しかし、今後この話が更に長引けば、今は我々としても一定予算の約束を取り付けているところですが、もう1度調整しに行くことになるため、ハードルは非常に高くなるということも事実としてあります。

要は、今は物価上昇分も考慮すると言質を得ているが、建設のスタート地点が今以上に遅れ、それによってまた建設費が増えていくと我々としても調整が難しくなるという事情があります。

逆に、南側の議論を進められる内に進めておいて、北側の検討過程で様々な課題や地域からのご意見があるということは先日開催されました福利・にぎわい専門部会に大阪府も参加して聞いておりますので、西成区がサウンディング条件も含めて、改めてまたご検討されるということはお伺いしております。

まずは北側での進め方ということが前回のご意見だったと思いますので、一旦労働施設については今回の案、この規模で進めることで皆様のご意見をまとめていけたらと思っております。

有 他に質問とご意見あればと思いますが。

→ もし10年も建設できないような状態が続いていたら、10年後にはもう施設自体が要らないんじゃないかという話が大勢を占めてしまうのではないかと。

そういうことも懸念材料としてあると思います。この間も裁判で5年延びて、結果としては縮小して議論しているわけで。この5年間のロスで、結果的に1フロア分の削減となり、これから10年後という議論になると今度は施設そのものが無くなりかねない可能性もあるので、できるだけ早く区役所も決断してもらえたらなと思っております。

有 ありがとうございます。

→ インテーク窓口について、西成労働福祉センターだけが担当する想定ではないということは前回の会議でお答えいただいたのでよくわかりましたが、ワンストップ相談窓口を運営する上で一番引かかるのは、運営を担う主体をどうしていくのかということです。

かなり沢山のことを考えないといけないし、運営は大変だと思いますが、それを担う主体については就労福祉専門部会で検討してくれということなのでしょう。

府 運営主体を含めて就労福祉専門部会と共管で進めていきたいと思っています。また後ほど説明をさせていただきますが、令和8年度以降にこういうことを検討していきますっていうのも後ほど紹介をさせていただきますが、今、委員が仰ったようなことも我々の検討項目にしております。

→ 労働施設検討会議と就労福祉専門部会が一緒に検討していくということか。

府 そうです。

有 他に何かありますか。事務局からご説明いただいた内容について意見なければ一旦、閉めていきたいと思っています。

色々のご意見いただきましたが、本日事務局から提案いただいた新労働施設の空間活用の見直しの方向性についての案を尊重していただいたということで、大阪府で基本計画の見直しに向けた手続きを進めていただきたいと思います。

また広い意味で、この跡地全体での一体的な活用という観点も常に意識しながら、進めていきたいというふうにお願いしたいと思います。

また国や大阪市においても、よりよい施設となるよう本案の新機能について、引き続き一緒に検討をしていただきたいと思います。

なお、これまでの検討経過や本日の会議の内容を3月26日のあいりん地域まちづくり会議で報告していきたいと思っています。色々機能についてもご意見いただきましたが、それについてはこれからご説明いただく来年度の会議の中身にかかることなので、その説明の後にご意見いただければと思います。

府 先ほど有識者からのお話もいただいた通り、これから基本計画の見直し、あくまでも大まかな規模や水準感で、大まかな工事費を算定するための手続きというのを、これから府内部で関係機関を含めて調整させていただきたいと思います。

また、調整の内容については、今後の会議の中でご報告を随時させていただきたいと思います。

その上で、来年度に基本計画の見直しをさせていただきたいと思っております。

有 続いて、今後の検討のイメージについて少し議論していきたいと思います。先ほどお話ししたワンストップ相談窓口及び一体的実施事業の具体的な運営の内容、施設の運営管理については、来年度以降も労働施設検討会議で検討を進めていくつもりです。これについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

府 参考資料「新労働施設のオープンに向けた今後の検討イメージ」をご覧ください。

こちらはあくまでもイメージです。今後、決めていきたい内容を記載させていただいております。当然、詳細な内容につきましては、今後の労働施設検討会議でお示しさせていただきます。

また、関係者との調整状況や社会情勢の変化に応じて随時変更をしていきたいと思っております。

主な検討項目としましては、ワンストップ相談窓口の準備、一体的実施事業の準備、施設管理に向けた準備になります。

ワンストップ相談窓口や一体的実施事業の検討に当たりましては、地域のご意見として大阪市福祉局と連携してほしいというご意見をいただいておりますので、就労福祉専門部会でしっかり議論をしていただくことになっております。労働施設検討会議では、福祉施策の中の労働施設としての役割を議論する場でありまうので、就労福祉専門部会において、全体のフレームを作っていただいた上、労働施設検討会議が担う部分を組み込んでいきたいと思っております。

ワンストップ相談窓口につきましては、就労福祉専門部会と共同で所管する事項としております。まずは労働施設検討会議の事務局である大阪労働局、大阪府も入った就労福祉専門部会の場で、福祉の視点をどう取り込むのかを含め、改めて設置の目的を設定し、必要な体制を検討した上で、関係者の参画要請を議論していきたいと思っております。

一体的実施事業につきましては、どのような支援内容にしていくか、福祉の視点をどのように組み込んでいくのかを決定した上で、厚生労働省との事業化協議に入っていきたいと思っております。

施設の管理につきましては、11月の労働施設検討会議で事務局案をお示しさせていただいておりますので、そちらの方をたたき台として検討の方を進めていければと思っております。

さらに下の記載になりますけれども、新労働施設における駐車場の関係になりますが、駐車場を使った相対求人を行っていくため、求人事業者へのヒアリングや違法事業者への行政指導をどのようにしていくのかについても併せて検討が必要となります。

これらの検討につきましては施設オープンまでの間に順次検討していく必要があると思っております。

最後に、一番下に記載しているのが他の部会での検討する項目として、これまでの労働施設検討会議において、就労福祉専門部会に対して検討を依頼した項目になります。事務局からの説明は以上になります。

有 簡単に私の方でまとめていきますが、今いただいた議論は今後の新労働施設の具体的な運用に向けた議論を進めていくということです。

内容としては、労働と福祉のワンストップ相談窓口、そして一体的実施事業、この二つについては、労働局、府、市、区がそれぞれ連携して、よりよい施設となるように検討していくという、この視点で進めていきたいと思っております。

また、新労働施設の施設管理におけるルール作りや、駐車場における相対求人の実施等についても、将来の運営を見据えた検討を進めていくという形で臨んでいきたいと思っております。

議論の進め方については、労働施設検討会議の場で議論するのか、ワーキングなど少人数の会議体を作っ

て、そちらで議論するのがいいのか、この辺も含めて検討を進めていきたいと思います。

就労福祉専門部会等々、他の部会で検討する項目については、そちらの方で今後速やかに検討を進めていただきたいと思います。

何か質問とかご意見ありますでしょうか。

→ ワンストップ相談窓口の運営に関する主体がどこになるのかっていうのは、よくわからないのですが、エリアマネジメント協議会の就労福祉専門部会で議論がされていくということで、大阪市が主体となって進めていくのか、西成区が進めていくのかなど、いつも大阪市の役割分担というものは、それぞれのやることが見えてこない。責任主体はどこにあるのか、市と区のどちらが何をできるのか、ということが不透明。

このまま議論すると言われても、就労福祉専門部会の中で、その議論が本当になされるのかよくわからないので、そうした点について、大阪市がこの場にいないので西成区に説明をしていただきたいと思います。

区 少し労働施設検討会議の議論からは離れてしまう内容ですが、就労専門部会は元々、大阪市の福祉局自立支援課も参画しております。同じく、大阪府も元々参画していただいております。直近の就労福祉専門部会からは労働局にも参画いただく形になりました。

つまり委員が仰るこの議論の主体は一通り就労専門部会に揃っていることになる状態です。その中でどのようなものが良いかいうのを今後地域の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めていければというところ です。

→ きちんと議論を進めてもらえるのならそれでいいかと思いますが、例えば北側については、これまでもそういう議論が進められてきているはずなのに、1,000 平方メートルの話がいつまで経っても進まない現状がある。そこら辺はどうなっているのだろうかとか疑問があるので、ぜひとも就労福祉専門部会の方で頑張っ てほしい。有識者を中心に頑張っ てほしい。よろしくお願いします。

有 引き続き頑張ります。

→ 有識者が頑張るだけではだめ。

有 行政の人たちに頑張ってもらいます。

有 来年度はこの労働施設検討会議もそうですが、就労福祉専門部会においても議論を丁寧に行い、各委員に議論に参画いただくので、もの足りないことがあればどんどん発言していただければと思っております。 よろしくをお願いします。

→ 西成区に質問です。結核対策をこれまで様々にされているが実際のところ、結核の患者数の増減など今の状況について教えてください。

区 結核については、平成 21 年度時点で非常に高い数値となっていましたので、そこから西成特区構想の中 で結核についても重点的に取組を行いまして、数値としては下がってきているという状況です。

人口 10 万人あたりの患者数というのを指標として使っており、平成 21 年度はいりん地域で 500、西成 区で 223 でした。200 という数字は結核が非常にまん延している国と同レベルという状態から取組がス タートしたんですけども、今は 82 ということで、約 4 割弱の程度まで減少してきているというところ です。

過去に新型コロナウイルスが 2 類から 5 類になったのをご存知かと思うんですけども、当時のコロナと同 じく結核は 2 類ということになっております。非常に感染力が強いので、早急に対応して現在のペースで患 者数を抑え込んでいきたいというのが保健福祉センターとしての取組の状況です。

→ 大体はわかりましたが、結核になった人が社会復帰していくための施設というのが大事だと思っています。 閉鎖されている旧大阪社会医療センターの土地を結核患者の社会復帰の場所として活用していくの がいい のではないかと思います。

区 結核患者をどこかで隔離しないといけないということはありません。菌を出しておられる方については、 6 ヶ月間徹底して薬を飲んでいただいて自宅で治療される場合もありますし、ホームレスの方など住むとこ

ろがない方については、区が療養先を提供して、そこで治療していただくというようなことをしております。

特定の施設を社会復帰の場所にするというご意見に対しては、西成区として今申し上げたように自宅や療養支援先の確保により、十分に対応できていると認識しております。

有 他に何かにご質問等があればと思いますがよろしいですか。

それでは全体のまとめについてお話させていただきます。

本日は新労働施設の空間活用について意見を取りまとめることができたと思っております。

委員の皆様には1年間、紆余曲折がありましたが、一定の方向性がきちんと見出されたたということで、皆様にはこの場において感謝の意を表したいと思えます。どうもありがとうございました。

本日の取りまとめ資料「新労働施設の空間活用の見直しの方向性について」に関し、これを尊重していただいて、大阪府で基本計画の見直しに向けた手続きを進めていただければと思います。

さらに事務局は関係機関との調整をよろしくお願いします。

それから二つ目、一体的実施事業については、引き続き大阪労働局を始め、大阪府、大阪市などと検討を進めていきたいと思えます。

それと三つ目ですが、前回からの検討事項である大阪市の関与、それに伴うワンストップ相談窓口を含めた福祉的な機能の支援については、今後も就労福祉専門部会と連携しながら検討をしっかりと進めていきたいと思っています。

最後に、具体的な運用については次年度の労働施設検討会議で議論を進めていきたいと思えます。本日も運用に関するいくつかのご意見をいただきましたので、それもちょうんと踏まえつつ検討を進めていきたいと思っております。

次回の開催は4月以降ということで年度が変わります。引き続き、皆様にご協力をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。